

呉市教育委員会会議録
(令和元年8月22日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和元年8月22日定例会

- 1 開催日時 令和元年8月22日(木) 15:00開会
15:31閉会
- 2 開催場所 758会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 船尾慎
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 小川 聡
教育部参事 武林 信二
教育部副部長 坂口 直美
教育部参事補 中島 正雄
福祉保健部副部長 山本 正美
教育総務課長 安倍 広志
学校教育課長 高橋 伸治
学校安全課長 棚田 隆志
教育総務課主幹 新谷 剛弘
学校教育課主幹 安部 ほずみ
子育て施設課課長補佐 植野 典彦
教育総務課主査 上野 美帆
- 5 傍聴者 なし
- 6 日 程
- (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 教議第37号 令和2年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について
 - (4) 報告第20号 呉市立小中学校施設の耐震化の状況について
 - (5) 報告第21号 寄附受納について
 - (6) 教議第38号 「教育委員会事務点検・評価報告書(平成30年度事務事業対象)」について
 - (7) 教議第39号 臨時代理の承認について(令和元年度教育費補正予算)
 - (8) 教議第40号 臨時代理の承認について(呉市立小中学校設置条例の一部改正)
 - (9) 教議第41号 臨時代理の承認について(呉市立幼稚園条例の一部改正)
 - (10) 報告第22号 呉市立天応中学校仮移転の解消方針について

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、船尾委員・佐々木委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

上 野 主 査 (令和元年8月1日臨時会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第6から日程第10については、議会に係る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第37号 令和2年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第37号「令和2年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

高 橋 課 長 それでは、教議第37号「令和2年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について」御説明いたします。

1ページを御覧ください。「人事の取扱いについては、全て厳正公平を旨としてこれを行い、教職員の組織の刷新充実を図り、清新にして堅実な気風の醸成に努め、教育効果を最高度に発揮することができるよう校長意見を重んじ、最善の措置をする」を掲げております。

その具体として、ポイントを5点述べております。

1に教職員組織の適正化、行政機関及び学校種別間の適正な配置換、2に同一校、同一地域に相当期間在職する者については、積極的に配置換を行う、3に適材適所と教育に対する情熱、健康、人物、識見及び指導力の重視、4に呉高等学校と県及び他市の学校との交流の推進、5に県教育委員会と密接な連携と計画的に配置すると、記述をしております。

来年度の県の方針につきまして、現時点では今年度のものから変更がない旨の連絡を受けています。

2ページを御覧ください。方針につきましては、標題を平成31年度から令和2年度に変えることを除き、昨年度からの変更はありません。今年度もこの方針に従い、県教育委員会と密接な連携を図り、より一層、計画的な人事異動を行ってまいります。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第3の教議第37号「令和2年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 　御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第20号 呉市立小中学校施設の耐震化の状況について

教 育 長 　次に、日程第4の報告第20号「呉市立小中学校施設の耐震化の状況について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

武 林 参 事 　それでは、報告第20号「呉市立小中学校の耐震化の状況について」御説明させていただきます。資料の3ページを御覧ください。

上段の表は平成30年4月1日現在のものでございます。表の合計にありますように、全棟数235棟のうち、耐震棟数225棟、未耐震棟数は10棟であり、耐震化率95.7%でございました。

平成30年度施工内容は、表の下のとおりでございます。なお、耐震補強工事により補強が可能な建物については、平成28年度で全て完了いたしております。

続いて矢印の下、平成31年4月1日現在でございますが、下段の表をお願いします。平成30年度において、和庄、片山、安浦各中学校の改築工事が完了しましたので、総数、耐震棟数ともに3棟増加した全棟数238棟のうち、耐震棟数228棟、未耐震棟数10棟となり耐震化率95.8%となっております。

次に、令和元年度の耐震化の取組でございます。

昨年度、設計が完了した音戸中学校の技術教室を、既存の視聴覚教室に移転させるための改修工事及び既存技術教室の解体を進めてまいります。

これとあわせて、下蒲刈中学校の1棟が未耐震でありましたが、蒲刈中学校との統合により廃校となり、来年度当初の未耐震棟数は8棟となります。これにより耐震化率は96.6%となる予定でございます。

なお、令和元年度の耐震化の状況につきましては、呉市教育委員会のホームページに掲載を予定しております。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第4の報告第20号「呉市立小中学校施設の耐震化の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

舩 尾 委 員 　来年度当初の未耐震棟数の8棟というのは、危険性が低いため、来年度以降に対応するということがよろしいですか。

武 林 参 事 　耐震性は、地震が起こった場合のもので、現在、日常の使用に支障がないものでございます。

小 谷 委 員 　C判定とはどういう状態なのでしょうか。

武 林 参 事 C判定というのは、震度7の地震が発生したときに倒壊する可能性が高い状態のものでございます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第21号 寄附受納について

教 育 長 次に、日程第5の報告第21号「寄附受納について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

武 林 参 事 それでは、報告第21号「寄附受納について」御説明いたします。
資料の5ページを御覧ください。

この度、呉安浦ライオンズクラブから、安浦小学校へ図書1,060冊、金額にして232万4千9円相当の物品の寄附申込みがあり、これを受納することとしました。

次に、国際ソロプチミスト呉から、安浦中学校へ図書218冊・書架4点、金額にして100万円相当の物品の寄附申込みがあり、これを受納することとしましたので御報告いたします。

現在、広島県教育委員会が推奨する公立学校図書館リニューアルを、安浦中学校図書室にて行っております。

この度の寄附物品も、リニューアルに有効活用したいと考えております。
説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の報告第21号「寄附受納について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 安浦地区の小中学校の図書が、平成30年7月豪雨災害によりかなり壊滅的な被害を受けたと伺っておりますが、現在どのくらい復旧したのでしょうか。

武 林 参 事 安浦小学校の被災前の蔵書数は8,545冊で、被災したことにより2,823冊まで減少しましたが、現在5,216冊まで復旧しております。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。
それでは、これより非公開の議題に入ります。
(15:12)

教議第38号 「教育委員会事務点検・評価報告書（平成30年度事務事業対象）」について

教 育 長 次に、日程第6の教議第38号「「教育委員会事務点検・評価報告書（平成30年度事務事業対象）」について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

安 倍 課 長 それでは、教議第38号「「教育委員会事務点検・評価報告書（平成30年度事務事業対象）」について」御説明させていただきます。

資料は、5ページの次に別冊としておりますので、そちらを御覧ください。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づいて

作成、報告するもので、今月1日に開催いたしました臨時教育委員会において委員の皆様からいただいた御意見を踏まえまして、報告書の最終案を提示させていただくものでございます。

臨時会を受けましての修正点は、特にございませんでした。

本報告書は、本日の定例会にお諮りし、承認をいただいた後、9月市議会に提出、ホームページにて公表する予定としております。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第6の教議第38号「「教育委員会事務点検・評価報告書（平成30年度事務事業対象）」について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 　御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第39号 臨時代理の承認について（令和元年度教育費補正予算）

（非公開案件です。）

教議第40号 臨時代理の承認について（呉市立小中学校設置条例の一部改正）

教 育 長 　次に、日程第8の教議第40号「臨時代理の承認について（呉市立小中学校設置条例の一部改正）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

武 林 参 事 　それでは、教議第40号「臨時代理の承認について（呉市立小中学校設置条例の一部改正）」について御説明させていただきます。

資料の11ページを御覧ください。

1の改正の内容ですが、この度の条例改正は、4月の定例教育委員会にて議決された学校統合に伴い、廃校となる呉市立下蒲刈小学校、呉市立下蒲刈中学校の記載を削除するものでございます。

資料10ページ真ん中の表を御覧ください。左側が改正前ですが、太枠としている下蒲刈小、中学校を廃止するため、右側の改正後表記では削除しております。

資料の11ページを御覧ください。

2の施行期日は令和2年4月1日でございます。

最後に3の保護者及び地元自治会との協議ですが、保護者からの要望を受け、特例として下蒲刈に居住する児童生徒は仁方小、中学校、川尻小、中学校に通学できると及びスクールバスの利用、民営バスの定期代を全額補助する旨を記載しております。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第8の教議第40号「臨時代理の承認について（呉市立小中学校設置条例の一部改正）」の説明がありましたが、これについて、御質問、

御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり承認します。

教議第41号 臨時代理の承認について（呉市立幼稚園条例の一部改正）

教 育 長 次に、日程第9の教議第41号「臨時代理の承認について（呉市立幼稚園条例の一部改正）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 部 主 幹 それでは、教議第41号「臨時代理の承認について（呉市立幼稚園条例の一部改正）」について御説明いたします。

資料19ページを御覧ください。議案資料を基に説明いたします。

1の改正の趣旨を御覧ください。この度の改正は、幼児教育・保育の無償化が令和元年10月1日から実施されることに伴い、子ども・子育て支援法施行令の一部が改正されたため、所要の規定を整備するものです。

2の条例改正の内容を御覧ください。呉市立幼稚園は、子ども・子育て支援法による「子どものための教育・保育給付」の対象施設であり、当該幼稚園の保育料については、国が定める利用者負担上限額を限度として、市町村が条例で定めることとされています。この度の幼児教育・保育の無償化により、国が定める利用者負担上限額が0円とされ、全ての利用者が無償化の対象となるため、保育料及び入園料の額の規定を削除するものです。

また、保育時間の延長を実施した場合に係る預かり保育料についても、無償化の対象となっており、この度の改正で新設された「子育てのための施設等利用給付」の対象となりますが、市が従前どおり預かり保育料を徴収し、その後、保護者からの請求に基づき、国の定める基準額を上限として、当該施設利用費として支給するため、関係規定の改正はありません。

次に、3の幼稚園の概要を御覧ください。本市で所管する2つの市立幼稚園のうち、1つは豊町所在の呉市立ゆたか幼稚園で、令和元年7月1日現在で10名の園児が通園しております。また、もう1つは豊浜町所在の呉市立豊島幼稚園で、こちらは平成28年4月1日から休園となっております。

続いて、4を御覧ください。施行期日は、令和元年10月1日としております。

最後に14ページの表を御覧ください。先ほど御説明しました改正点について、表の左側に現行の規定を、右側には改正案を示しておりますので、御確認ください。説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第9の教議第41号「臨時代理の承認について（呉市立幼稚園条例の一部改正）」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 預かり保育料については一度徴収して、後日返還されるということですか。

山本副部長 預かり保育料については、立替払いをしていただいたのちに市へ請求をしていた

だき、それに対して後日支給させていただく流れになります。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり承認します。

報告第22号 呉市立天応中学校仮移転の解消方針について

教 育 長 次に、日程第10の報告第22号「呉市立天応中学校仮移転の解消方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

武 林 参 事 それでは、「呉市立天応中学校仮移転の解消方針について」御説明させていただきます。

資料の21ページを御覧ください。1の現在の状況ですが、天応中学校は、平成30年7月豪雨で、校舎や体育館など主要建物に直接の被害はありませんでしたが、運動場に大量の土砂が流入する等の被害がありました。写真は、被災直後から現在までのものを掲載しております。右側の写真にございますように、現在は、国土交通省直轄で、えん堤の建設工事が進められており、運動場がすべて工事現場として利用されている状況です。

(2)の学校運営でございしますが、災害以降、天応中学校は天応小学校の施設内に仮移転し、現在も運営中です。

22ページを御覧ください。2のワークショップにおける提言でございしますが、地域住民の意見として「天応地区ワークショップによる復興に向けた提案書」において、天応小学校と天応中学校を統合し、小中一貫教育校として早期に再整備すべきという提言が記載されております。

次に、3のアンケート調査の結果について、本年7月に、小中学校のPTAが両校の児童・生徒の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。回収率は小学校76.04%、中学校88.1%、合計79.71%です。

続きまして、円グラフを御覧ください。質問1は現在仮移転して運営していることについて表しております。「良かった」という意見が76%、「良くなかった」という意見は1%と、仮移転を納得した結果となっております。質問2は、被災した元の中学校に戻ることにしてお聞きしております。「元に戻って欲しい」という意見は11%、「小学校で運営して欲しい」という意見は70%と、小学校での運営を多くの方が望んでいる結果となっております。

23ページをお願いします。右の棒グラフは「小学校で運営してほしい」とした70%の方々の主な意見です。中学校の場所や通学路が不安といったことや、小学校を施設整備した小中一貫教育校として学校運営をして欲しいという意見が多く見られました。

24ページをお願いします。4の天応中学校の仮移転の解消方針についてでございます。先ほどの地域住民によるワークショップでの意見やPTAがおこなったアン

ケート調査の結果を踏まえ、天応小学校の敷地を活用し、天応小学校と天応中学校を統合した義務教育学校である小中一貫教育校とすることとして、今後、保護者や地域住民と協議を進めながら、諸条件を整備してまいります。

5の小中一貫校に向けた施設整備についてでございます。具体的な施設整備につきましては、新たな体育館及び特別教室の整備などの建設を検討しております。整備に当たっては避難場所や災害対応拠点としての機能を踏まえた整備を行います。そのスケジュールについては、来年度設計を行い、令和3年度から工事着手し、早期の施設利用を目指してまいります。

なお、本件は9月議会において、豪雨災害復旧・復興対策特別委員会にて御報告します。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第10の報告第22号「呉市立天応中学校仮移転の解消方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 義務教育学校を設置することは大変良い事と思いますが、運営するにあたり、グラウンドの面積の不足などというような懸念はないのでしょうか。

武 林 参 事 現在、生徒数も少なくなってきましたので、体育館の設備等を充実させるなど、小中でカリキュラムを調整し、生徒一人一人の安全を確保できるよう対応をしていきます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。以上で定例会を閉会します。

(15:31)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 船 尾 慎)

(委 員 佐々木 元)

(令和元年8月22日定例会)